



平成 26 年 5 月 16 日

各 位

住 所 東京都練馬区北町 3 丁目 10 番 18 号  
会 社 名 日本高純度化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清水 茂樹  
(コード番号 4973 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部長兼経営企画室長  
内田 薫  
(TEL. 03-3550-1048)

### 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

当社は、平成 26 年 3 月 24 日開催の当社取締役会において、役員報酬体系見直しの一環として役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。これに代わる制度として、本日開催の当社取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 目的

当社は、役員報酬体系の見直しにより、退職慰労金制度を廃止し、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 43 期定時株主総会終結の時をもって廃止し、取締役および監査役に対して、当該定時株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については各役員の退任時に支払うこととする旨の議案を、当該定時株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

##### (2) 株式報酬型ストックオプションの導入

当社の取締役の報酬は、平成 25 年 6 月 21 日開催の第 42 期定時株主総会において「年額 300,000 千円以内（うち社外取締役分 30,000 千円以内）」とすべく承認をいただいておりますが、かかる報酬枠と別枠にて、年額 50,000 千円以内の範囲で株式報酬型ストックオプション

ンとして新株予約権を割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てたる新株予約権の数は300個を上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てたる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

⑥ 新株予約権の行使条件

イ 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上